

地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業

農林水産技術会議事務局

総合食料局

林野庁

水産庁

# 目 次

1	概 要	1
2	地域研究成果最適移転システム支援	7
3	食品産業と生産者の連携強化	11
4	水産業構造改革加速化促進	15
5	地域材利用拡大推進	19
6	健全な森林力増進	21

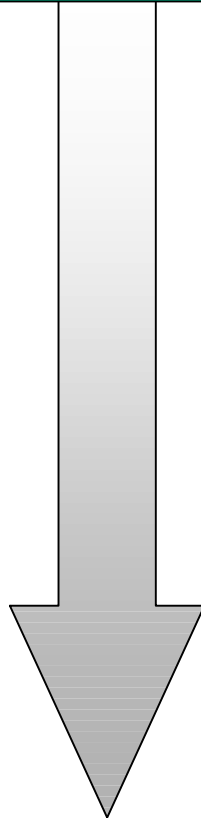


2004.12.17

1. 全体の概要説明



2. 公募タイプ別に概要説明



地域研究成果最適移転システム支援(独創的モデル化)



食品産業と生産者の連携強化



水産業構造改革加速化促進



地域材利用拡大推進



健全な森林力増進

6. 質疑応答

## 1 事業の目的

平成17年度から新たに実施予定の提案公募型事業（競争的研究資金）です。

農林水産・食品関連産業などの食料産業等の活動現場において、産業界が直面している諸課題に対し、民間企業等が行う短期集中的な研究開発等を支援するため、5つのタイプを設定して課題を公募します。

## 2 公募タイプの概要

### 食品産業と生産者の連携強化

食品産業の競争力強化や生産者との連携強化を図るため、食品産業等が直面している課題について、民間企業等が製品化、実用化のための技術開発を行う。

### 地域材利用拡大推進

スギ等の地域材の利用拡大を推進するため、消費者ニーズ、消費者視点に即応したスギ等の地域材の利用拡大に通じる新技術開発を行う。

### 健全な森林力増進

素材生産等の低コスト化を図るための林業機械開発、森林整備の低コスト化を図るための技術開発を行う。

### 水産業構造改革加速化促進

漁船漁業等が直面している課題を解決し水産業の新たな発展を図るための水産業構造改革に資する技術開発を行う。

### 革新的技術による新生産システムの開発及び 地域研究成果最適移転システム支援(独創的モデル化)

施設栽培における生産性や品質の向上、安全性の確保のための技術開発、低コストで環境安全に配慮した肥料等の開発を行う。  
地域研究機関等が有する知的財産について、民間事業者の事業化ニーズとの積極的なマッチングを促進するため、マーケティングや商品化への取組促進等を行う。

### 3 応募の要件及び補助対象経費について

#### (1) 応募に当たっての留意事項

- ① 本事業を遂行するのに足る財政的健全性を有していること。
- ② 研究の推進に係る運営管理、技術的能力、補助金の執行・事務管理等の体制を有していること。
- ③ 応募にあたっては、機関の長（例：〇〇(株)研究所所長、△△大学□□学部長等）の了解を得ていること。
- ④ 2者以上の研究機関が共同で提案する場合も可能ですが、この場合、関係者間で協議・調整の上、代表機関を定めて提案してください。採択後は当該機関へ一括して補助します。このため、補助金の経理実務は当該機関がすべて実施して頂くこととなります。

#### ⑤ 不適正な経理処理に伴う応募制限期間

農林水産省の補助金等（委託費を含む）の交付を受けて行った試験研究において、不適正な経理処理を行ったため、「補助金等に係る予算の適正化に関する法律」等に基づき、補助金等の全部又は一部の返還を行った研究者については、次のとおり、一定期間本事業への応募・参加は認めません。

- i) 研究以外の用途への不正使用があった場合、補助金等を返還した年度の翌年度から起算して5年間
- ii) i) 以外の不適正経理処理の場合、補助金等を返還した年度の翌年度から起算して2年間

## 公募タイプ別のスキーム

公募タイプ	主な応募対象	研究期間
食品産業と生産者の連携強化	民間企業等	1～2年
地域材利用拡大推進	//	1年
健全な森林力増進	民間企業、独法、大学等	1～2年
水産業構造改革加速化促進	民間企業等	1～2年
革新的技術による新生産システムの開発及び 地域研究成果最適移転システム支援 <small>(独創的モデル化)</small>	地域の公立試験研究機関 及び中堅・中小企業等	1年

## (2) 補助の対象となる経費及び補助率

○補助の対象となる経費は次の①～③の経費が対象となります。

### ①直接経費：

研究遂行に直接必要な経費として、次のA～Cが対象

A 研究員費　：研究員（ポストドクターも含む）の person 費

B 備品費　　：研究を遂行するために必要な機器等

C 試験研究費：主に研究資材費、研究補助者賃金等が対象

詳細は公募タイプ別に設定する予定

### ②間接経費：

一般管理費として、①の30%を上限として計上可能

### ③研究委託費：

大学や独立行政法人等の機関へ研究の一部を委託する場合

## 4 課題の選定について

### (1) 審査方法及びスケジュール

応募課題の審査は、公募タイプ別に行われます。

専門家及び有識者を委員として構成する外部評価会において行い、書類審査、ヒアリング等により厳正に審査した上で、実施課題を決定いたします。なお、現段階で予定されるスケジュールは次のとおりですが、スケジュールどおりに進まない場合もありますので予め御了知下さい。

応募要領の公表	平成	年	月頃
募集期間	平成17年	月	日～ 月 日頃
書類審査	平成17年	月頃	
ヒアリング審査	平成17年	月頃	
採択課題の決定	平成17年	月頃	

## (2) 審査基準

想定される審査のポイントは以下のとおりです。

- ①食料産業等の活動現場のニーズからみた重要性 (社会的・経済的観点)
- ②研究課題・手法の独創性、革新性、先導性 (科学的・技術的観点)
- ③研究計画・実施体制の妥当性、目標達成可能性 (効率的・有効的観点)
- ④投入予定の研究資源と予想される成果との比較 (費用対効果の観点)
- ⑤その他 (例：知的財産の実用可能性・発展性、波及可能性)

※⑤の審査項目は公募タイプ別に設定されています。

## 6 応募にあたっての細則

提出方法や応募にあたっての細則は、公募タイプ別に設定することとしています。

詳細については、以下の部署にお問い合わせ下さい。

	問い合わせ先 代表03(3502)8111
食品産業と生産者の連携強化	( ) 5634 5636
地域材利用拡大推進	( ) 6163 6164
健全な森林力増進	( ) 6359
水産業構造改革加速化促進	( ) 7325
革新的技術による新生産システムの開発及び 地域研究成果最適移転システム支援 <small>(独創的モデル化)</small>	( ) 5158



地域研究成果最適移転システム支援  
(独創的モデル化)

## 1 目 的

地域の公立試験研究機関や研究開発型の中堅・中小企業※<sup>1</sup>等（以下、「地域研究機関」とします）が有する知的財産（以下、「地域知財」とします。）について、自主的な取組によりその活用促進を行うには限定的な取組にとどまっているのが現状です。

これら地域研究機関は、知的財産の活用促進にかかるノウハウが欠如していること、独法や大学等と異なりTLOなどのサポート機関も存在しないこと等から、地域研究機関が有する研究成果を社会へ還元するための支援策が必要となっているところです。

このため、地域研究機関が有する固有の研究シーズと民間事業者の技術コンセプト※<sup>2</sup>（事業化ニーズ）の積極的なマッチングを促進し、知的財産の流通促進※<sup>3</sup>を図ることにより、産学官が有機的に連携した新事業創出に資することを目的としています。

※1：新事業創出促進法に基づく中小企業者、または、資本金10億円以下で国内の特定の地域で活動している企業

※2：地域研究機関で生まれた研究成果に基づき、製品化されれば大きな需要が期待できたり、新事業・新産業を生み出す可能性のある革新的・技術的な概念やそれに基づく製品化構想のことです。

※3：県内や地域内にとどまらず、地域間・広域な知財の活用促進をイメージしています。

## 2 仕組み

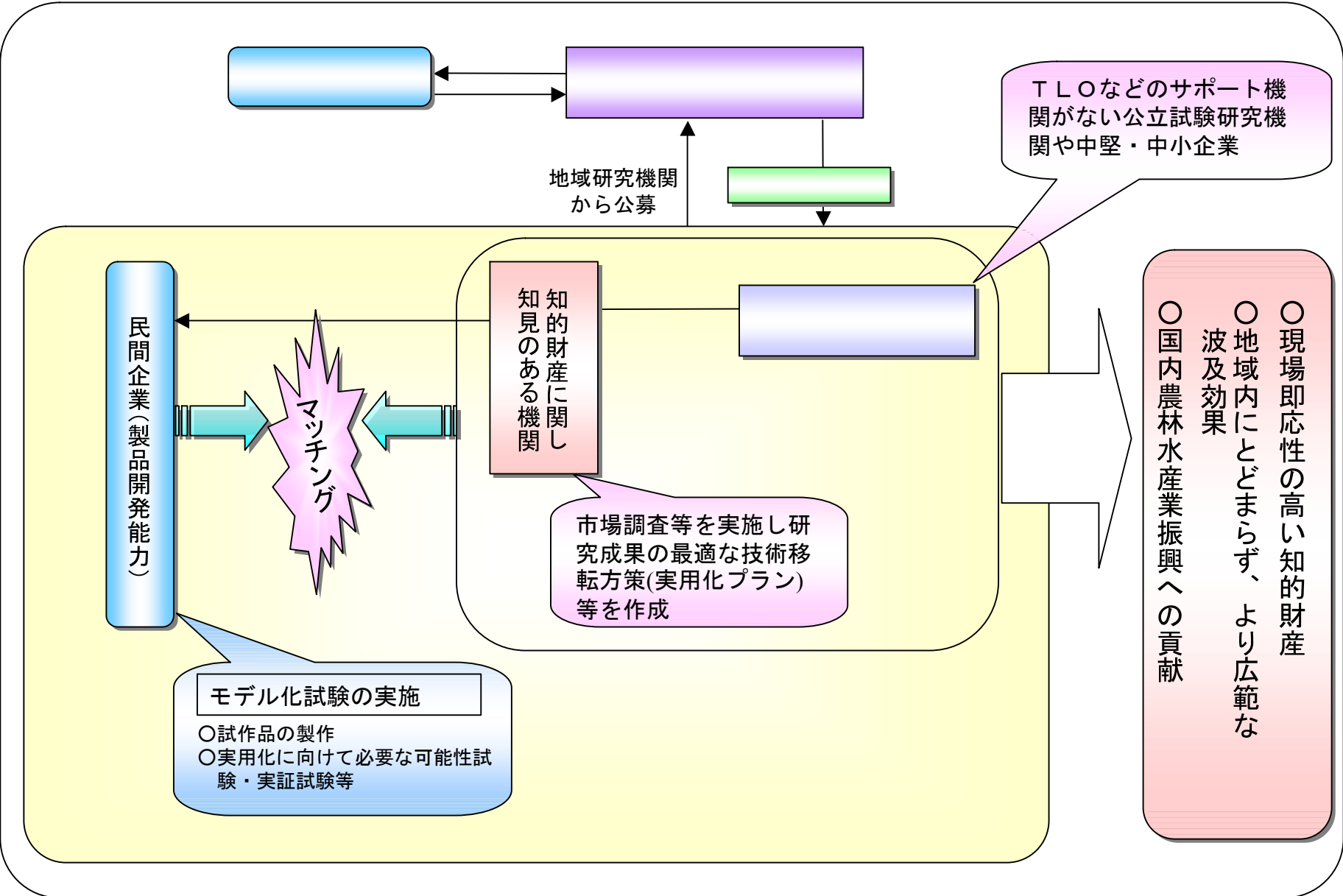
地域研究機関が有している研究成果について、民間企業の事業化指向との積極的なマッチングを図るため、

- ①知的財産に関し十分な知見を有している機関により、マーケティングを実施した上で、
- ②試作品として具体的な形とすることや実用化に向けて必要な可能性試験・実証試験（モデル化試験）

等を実施するものです。

このため、提案者は実用可能性の高い技術とそれを保護する知的財産権を取得している地域研究機関とし、市場動向調査等を行う機関（調査機関）を事前指名して提案していただきます

# 地域研究成果最適移転システム支援(独創的モデル化)



### 3 応募の要件

- ① 公的試験研究機関の場合、サポート機関としてのTLOがない試験研究機関を対象とします。
  
- ② 公的試験研究機関以外の場合、新事業創出促進法に基づく中小企業者、または、資本金10億円以下で国内の特定の地域で活動している企業を対象とします。
  
- ③ 提案者である地域研究機関は、知的財産に関し十分な知見を有する機関（調査機関）を指名した上で応募してください。

## 4 研究期間・研究費

①研究期間は1年とします。

②補助の対象となる経費は、試作費や調査費等です。具体的には、次のとおりです。

A 直接経費：モデル化試験を実施するための研究員費及び試験研究費（旅費、賃金、消耗品費、研究資材費、通信運搬費、光熱水料）です。  
機器等の備品費は対象としません。

B 間接経費：Aの30%を上限として計上

C 委託費：地域研究機関が事前指名した調査機関に委託して行う調査費です。

## 5 具体的な事例

### 事例 1

海洋深層水を使用した豆腐  
(四国：県、(株)T)



海洋深層水を使用した豆腐  
(関東：M(株))

### 事例 2

玄米麺と玄米麺み  
その製造方法  
(関東：県、D(株))



発芽玄米味噌  
(北陸：I(株))

### 事例 3

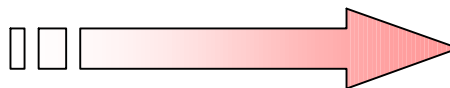
オカラの出ない豆腐の製造方法  
(中国：S(株))



オカラの出ない豆腐  
(中国：(有)S)

### 事例 4

米を原料とする麺及びその製造方法  
(中国：F(株))



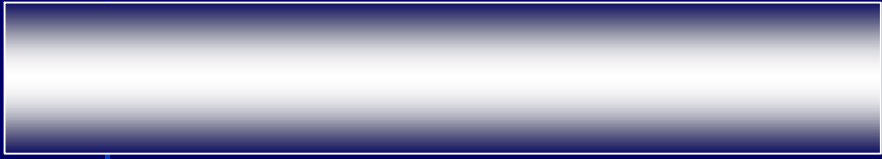
米を原料とする麺  
(中国：JA)

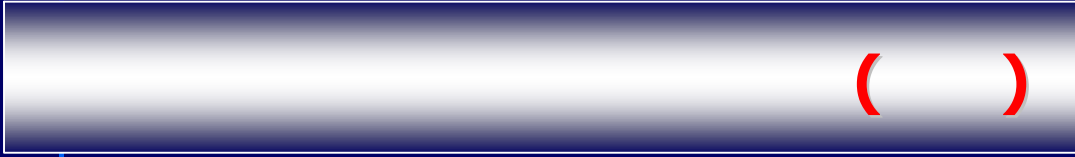




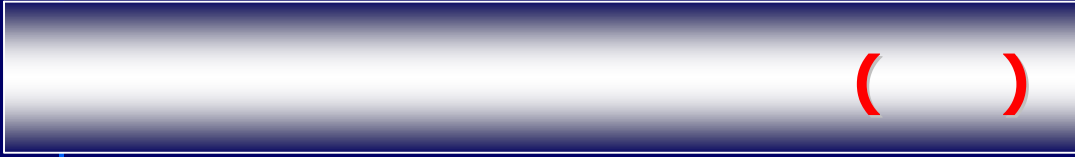








DNA



# 水産業構造改革加速化促進

# 1 目的

## 2 実施体制と対象となる技術開発

## 公募課題の概要

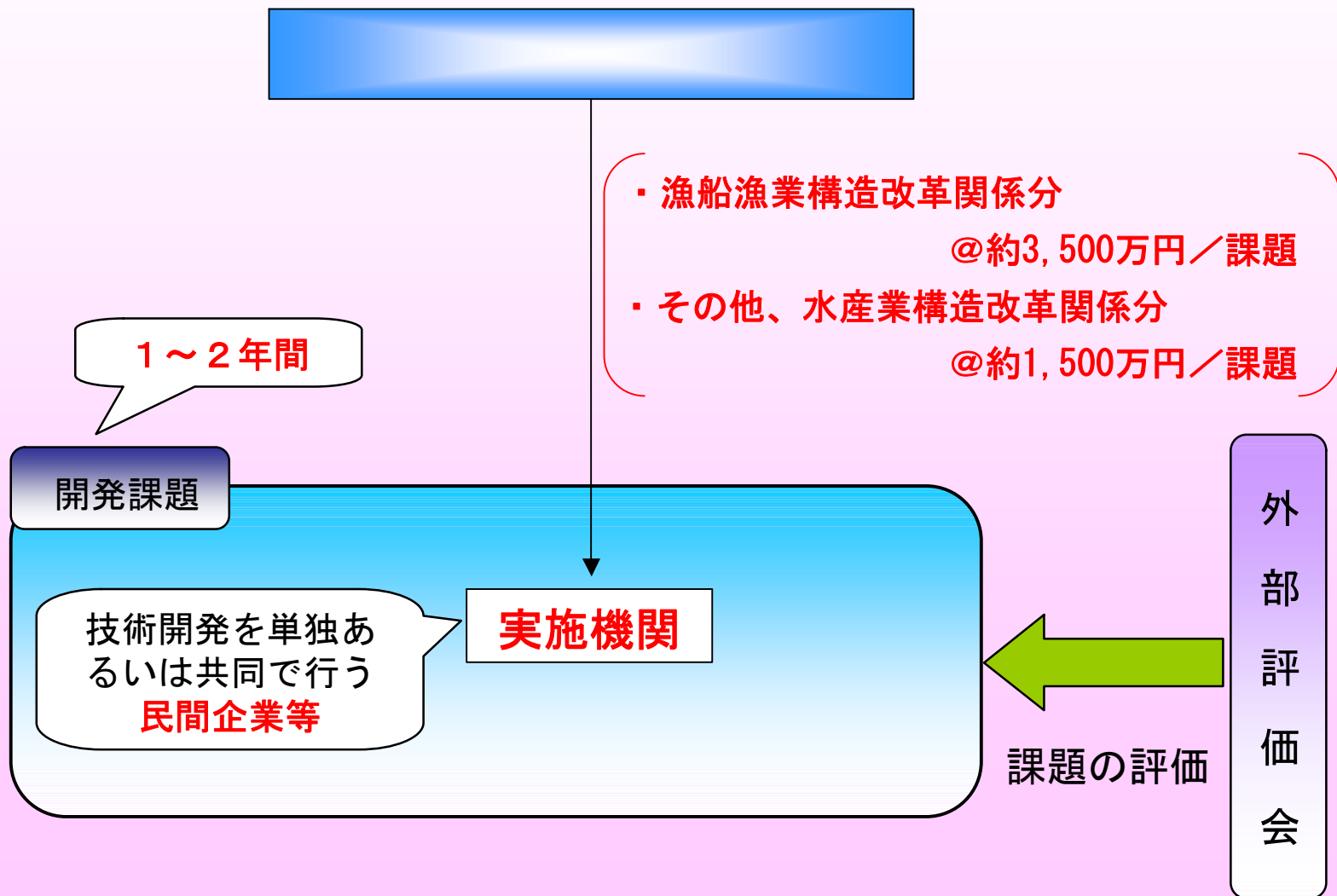
- 漁船漁業構造改革推進会議の議論を踏まえた技術開発への取り組み



- その他、水産業の構造改革に資する技術開発への取り組み



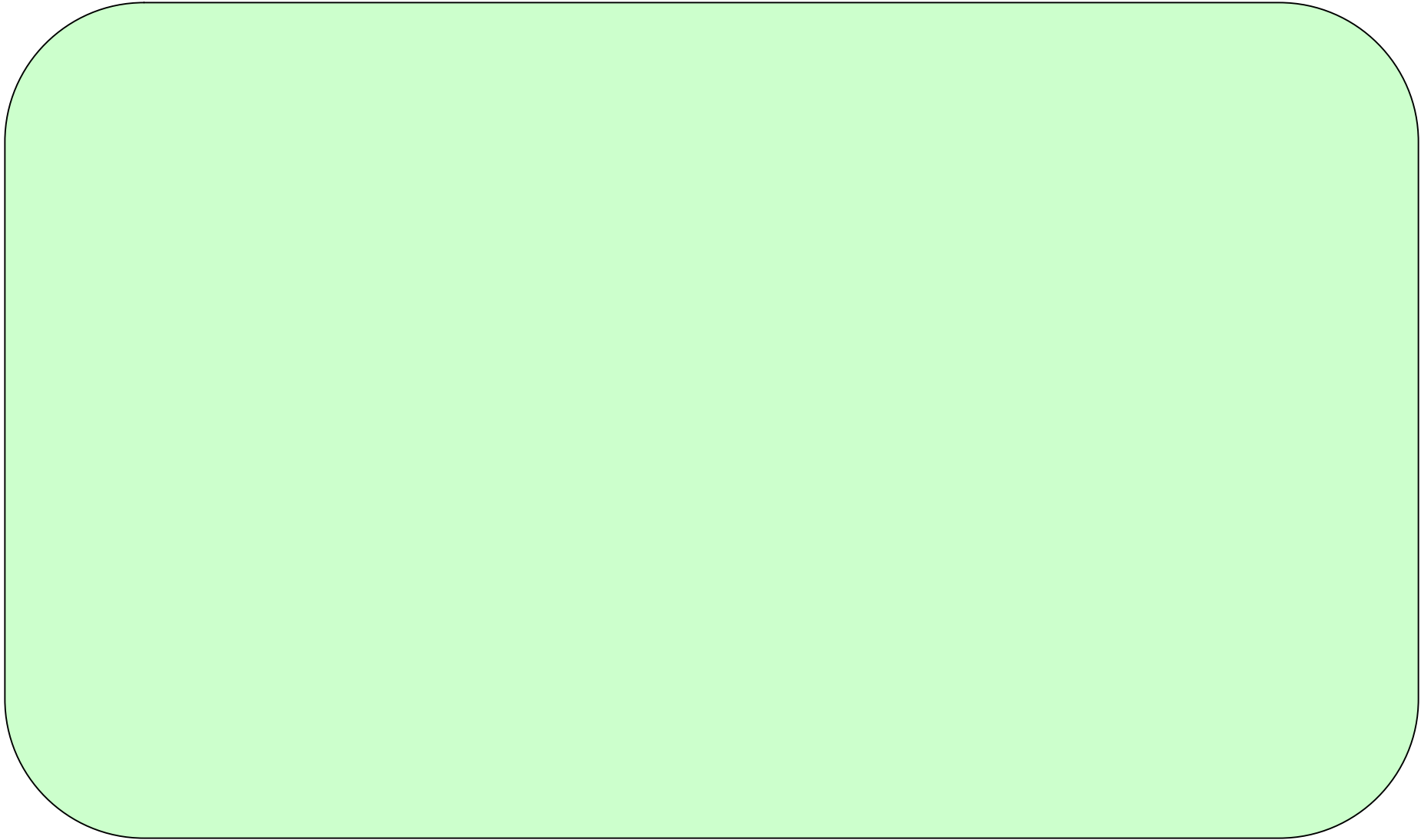
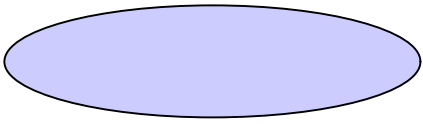
# 想定される事業のスキーム

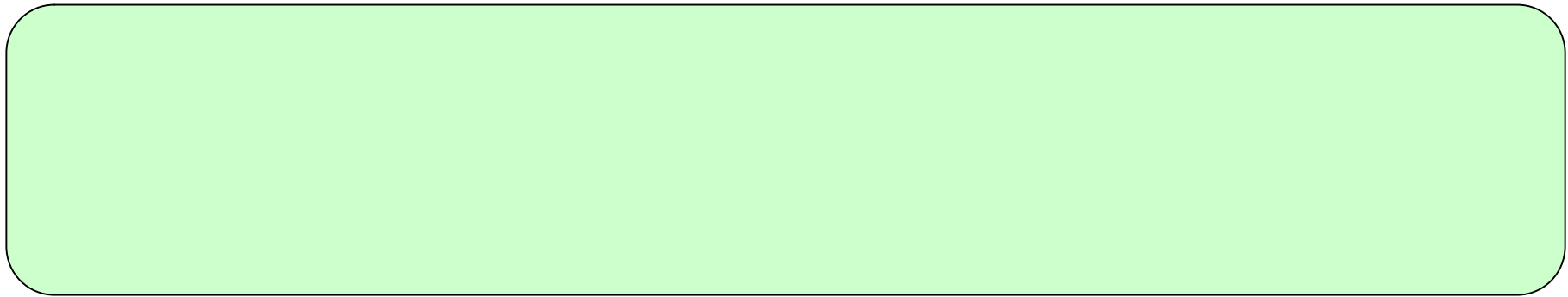
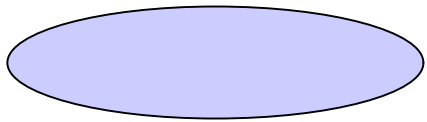
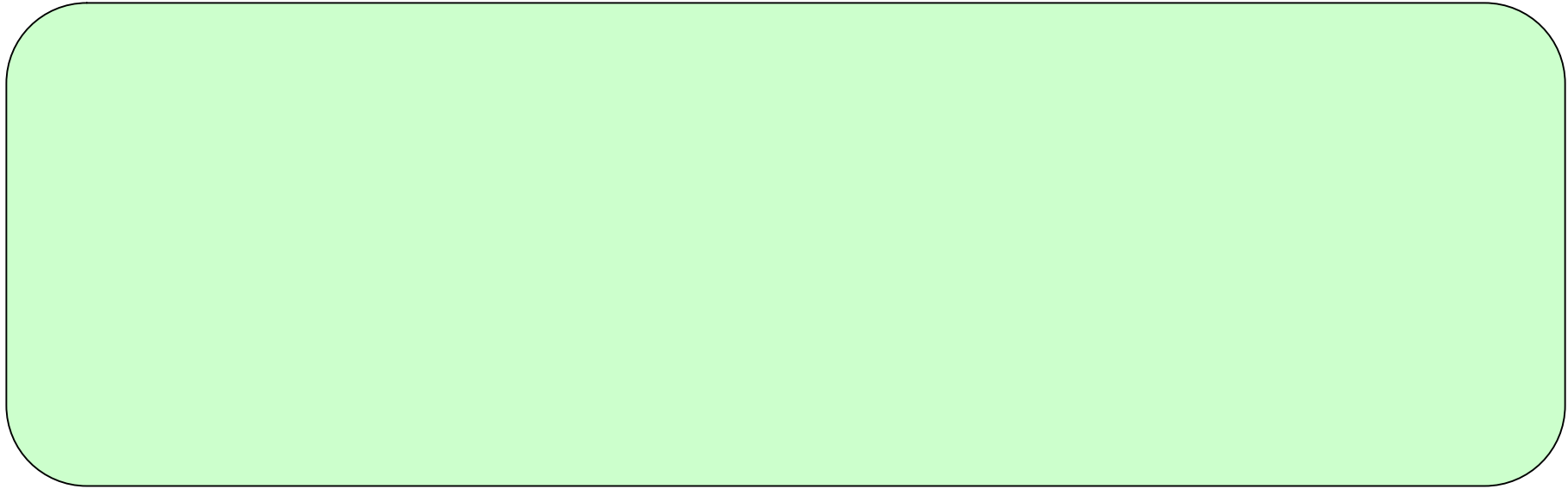
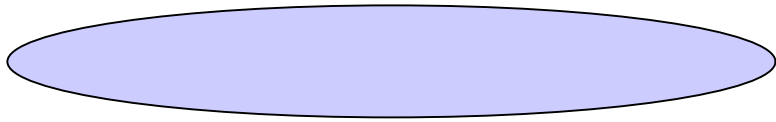


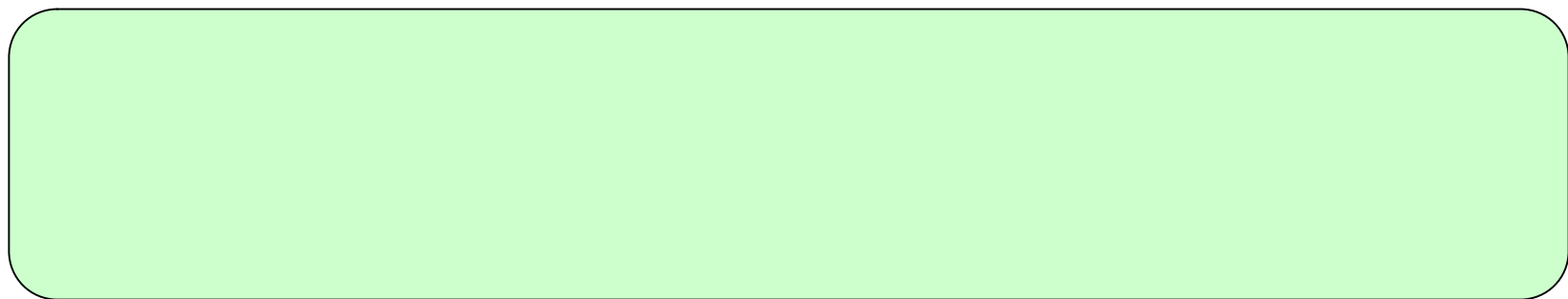
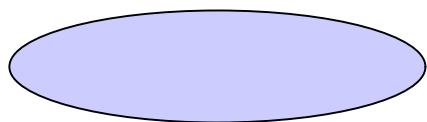
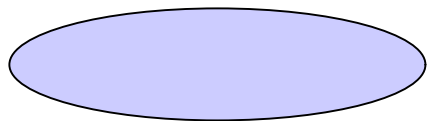
### 3 応募の要件

### 4 研究期間等











1



